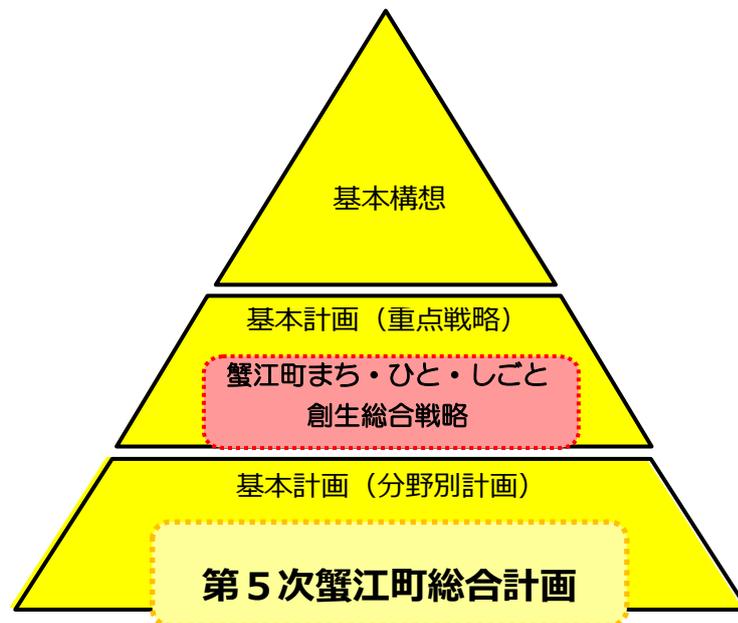


総合戦略と総合計画との関係性

総合戦略は、当町の最上位計画に位置づけられる「第 5 次蟹江町総合計画（以下「総合計画」という。）」を上位計画とし、その他各分野の個別計画との整合を図りながら策定します。また「第 2 期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、総合戦略の内容を総合計画の重点戦略に位置づけ、一体的に施策の推進を図るとともに、重要業績評価指標（K P I）を設定し、進捗管理を行います。

【第 2 期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第 5 次蟹江町総合計画との関係性】



地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年 12 月内閣府地方創生推進室）より抜粋

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は、地方版総合戦略として策定することが必要です。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。

なお、その場合であっても、法第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。